

令和4年度包括外部監査結果報告に対する措置状況

1 監査の対象

令和4年度監査テーマ

「下水道事業に関する財務事務の執行について」

2 監査結果に対する措置状況

監査結果に対する措置状況は別紙のとおり

令和4年度 明石市包括外部監査結果 「指摘」に対する措置状況

No	ページ	区分	項目	指摘事項	市の対応や考え方
1	P69	契約事務	委託業務の履行確認について	工事に関連する事務の委託では検査調書が作成されているが、「工事に関連しない事務の委託」については、検査調書が作成されておらず、履行確認の内容が明確ではない。担当者により検証深度が変わるリスクがある。	明石市契約規則第49条において、委託の契約に係る適正な履行の確保をするため又はその受ける給付の完了を確認するため、必要な監督員又は検査員が検査を行うことが規定されており、今後も事業を所管する課かいの長が検査員となり、各業務に応じてヒアリングや書類検査などによる検認の実施を徹底します。
2	P71	契約事務	固定資産台帳への登録あり方について	船上浄化センター反応タンク設備機械工事について、国からの交付金の有無によって本体工事と付帯工事とに契約単位を分けており、本来一体のものとして登録すべき固定資産登録も契約単位で行われている。 両工事は一体として利用される機械に関する工事であり、単に事務的な要素で契約が分けられているに過ぎないことから、固定資産登録は一体で行うべきである。	令和5年4月以降に発注する工事については、国の交付金の有無に関わらず、一つの契約として事務処理を行います。
3	P73	契約事務	固定資産台帳への登録あり方について	船上浄化センター反応タンク設備電気工事について、当初一体の工事であったものを、事情の変化により一部契約を分離し、二つの工事として契約している。また、二つの工事の完了年度が異なることから、固定資産台帳への登録も別に行っているが、登録年度が異なる結果、減価償却費の計上開始も1年ずれている。固定資産台帳登録は一体で行うべきである。	下水道事業の会計処理は、公営企業会計移行時に複数の公認会計士と様々な事例を想定し何度も検討を重ねた上で定めたルールに基づいており、各契約において検認を行った成果物をもって、資産性を認識して個別の資産として計上することは、一般に許容される会計処理であると判断しています。 担当者の考えで処理が変わったり、誤った資産計上を防ぐため、実務上の必要性を勘案したルールを定め実施しています。

No	ページ	区分	項目	指摘事項	市の対応や考え方
4	P75	契約事務	4条予算の措置をした契約の固定資産としての計上方法のあり方について	固定資産の取得原価に算入すべきものは、取得価格と取得に付随するもの又は固定資産の価値を向上させるものに限られる必要がある。しかし、明石市では、下水道施設耐水化計画策定業務委託について、4条予算として措置したため、一時の費用としての経費ではなく、資産として登録する方法にて経理処理を行っている。そのため、将来の施設のあり方の検討に要した費用であるのに、固定資産の取得原価に含まれている。	費用処理と資産計上処理の判断については、公営企業の特質上、予算が議会の議決事項であり、法令により一定の制限を受けることから、資産計上に関するルールを設けた上で、予算編成や執行段階で判断するスキームとしています。 また、ご指摘の事案等に関する業務は、影響を及ぼす資産への配賦が適当であると認識はしておりますが、個別資産への年度を超えるような配賦に関しては、実務上、下水道事業への精通と高度な会計知識・技術が求められることから、年度により担当者が変更する公営企業においては、誤りを誘発する可能性が著しく高いと判断し、当該年度に取得した資産の取得原価にのみ算入する簡便な手法を採用しており、これらについては、公営企業会計移行時に、複数の公認会計士と様々な事例を想定し何度も検討を重ねた考え方に基づいています。 担当者の考えで処理が変わったり、誤った資産計上を防ぐため、実務上の必要性を勘案したルールを定め実施しています。
5	P78	契約事務	4条予算の措置をした契約の固定資産として計上処理について	上記4と同じく、下水道管渠点検調査（その2）業務委託においても、4条予算として措置されているという理由で、一時の費用としての経費ではなく、資産として登録する方法にて経理処理を行っているため、将来の施設のあり方の検討に要した費用が固定資産の取得原価に含まれている。	
6	P82	契約事務	契約内容・契約金額の妥当性に関する検証について	浄化センター放流水放流先海域水質調査(その1)委託について、調査場所である海苔養殖場は第三者機関が直接入ることができないため、当該養殖場の関係者である漁協と随意契約をしている。契約先が利害関係者であるにもかかわらず、仕様書には具体的な業務の内容が記載されておらず、契約の透明性が図られているとは言い難い。また、契約金額の妥当性の検証にも課題がある。	令和5年8月発注に向けて、詳細な業務内容を示した委託仕様書を作成（5月）し、利害関係のない環境調査機関等への発注可能性を模索するためコンサル等に対する見積徴取、ヒアリングを実施（6月）した結果、第三者による受託は不可能であるとの結果を得ています。 今後、当該のり養殖者と直接の関係者である漁協ではなく、調査・研究機関である兵庫県漁業協同組合連合会（のり研究所）との業務委託を視野に検討を進めていきます。
7	P86	契約事務	随意契約における透明性の確保について	明石市下水道事業公営企業会計システム更新業務委託について、一者特命随意契約により締結されたものであり、契約の透明性及び契約金額の適切性について特に十分な説明が必要となる。しかしながら、当該業務の見積書には、作業内容について「一式」としか記載が無く、作業内容及び作業工程・作業量が明らかになっていない。	今後、同様の一者随契の委託発注において、作業工数等が明示された見積書を徴取します。